

公立大学法人名古屋市立大学ハラスメントの防止対策に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、ハラスメント防止のための組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

2 この規程は、公立大学法人名古屋市立大学ハラスメント防止対策ガイドライン（平成19年3月20日理事長決裁。以下「ガイドライン」という。）第13に定めるものである。

（一部改正 令和4年達第129号、令和5年達第63号）

(相談窓口及び相談員)

第2条 公立大学法人名古屋市立大学（以下「法人」という。）に、ハラスメントに起因する苦情の申出及び相談に対応するため、全学的なハラスメント相談窓口として内部相談窓口及び外部相談窓口を置く。

2 内部相談窓口として相談員を配置し、相談員は次の各号に掲げる者を理事長が任命する。

- (1) 各研究科長がそれぞれ推薦する教員
- (2) 医学部附属病院、東部医療センター、西部医療センター、みどり市民病院、みらい光生病院及びリハビリテーション病院（以下「病院等」という。）の管理課庶務係長の職にある者
- (3) 医学部附属病院の管理課長が推薦する職員3名
- (4) 医学部附属東部医療センター、西部医療センター、みどり市民病院、みらい光生病院及びリハビリテーション病院の管理課長が推薦する職員各1名
- (5) コンプライアンス推進室職員（ただし、ハラスメント防止対策を担当する職員に限る。）
- (6) コンプライアンス推進室長が推薦する職員2名

3 前項第1号に規定する者は、各研究科長がそれぞれ2名を推薦するものとし、同項第3号、第4号及び第6号に基づく推薦は、職種及び性の均衡に配慮して行うものとする。

- 4 相談員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、相談員に欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 相談員は、第4条に定めるハラスメント対策委員並びに第5条に定めるハラスメント審査会及び第10条に定める調査委員会の委員を兼ねることができない。
- 6 外部相談窓口として、学外専門家による相談窓口を設置する。

(一部改正 平成22年達

第6号、平成27年達第52号、平成29年達第19号、平成31年達第63号、令和3年達第54号、令和4年達第129号、令和5年達第63号、令和7年達第71号)

第3条 相談員は、ハラスメントに関する苦情の申出及び相談（以下「相談等」という。）への対応を行う。

- 2 相談員の、相談等への対応は、理事長が別に定める「ハラスメント相談マニュアル」に従うものとする。

(ハラスメント対策委員)

第4条 各研究科、病院等、総務部、経営企画部、施設企画部、教育研究部、病院統括部及び医療経営部にハラスメント対策委員（以下「対策委員」という。）を置く。

- 2 対策委員は、次の各号に掲げる者とし、理事長が任命する。

- (1) ハラスメントへの対応能力が高いと認められる教員であつて、各研究科長がそれぞれ推薦する者
- (2) 病院等の看護部長の職にある者及び管理課長の職にある者
- (3) 総務課長の職にある者、企画課長の職にある者、施設企画課長の職にある者、学生課長の職にある者、統括企画室長の職にある者及び経営分析室長の職にある者

- 3 前項第1号に規定する者は、各研究科長がそれぞれ2名を推薦するものとする。

- 4 対策委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、対策委員に欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(一部改正 平成22年達第6号、平成27年達第52号、平成29年達第19号、令和3年達第54号、令和4年達第129号、令和5年達第63号、令和7年達第71号)

(ハラスメント審査会)

第5条 法人に、ハラスメントの有無及び改善のための措置を審議するため、ハラスメント審査会（以下「審査会」という。）を置く。

（一部改正 平成22年達第6号、令和元年達第1号、令和5年達第63号）
(委員)

第6条 審査会は、次の第1号及び第2号委員をもって組織する。なお、第2号委員は、審議内容が自分の所属に関する事案の場合のみ出席するものとする。

第1号委員

- (1) 副理事長（学長）
- (2) 副理事長（事務局長）
- (3) 理事（非常勤の者を除く。）

第2号委員

- (1) 各研究科長
- (2) 病院企画局長及び施設企画局長
- (3) 総務部長、経営企画部長、施設企画部長、教育研究部長、病院統括部長、医療経営部長及び病院管理部長

（一部改正 平成22年達第6号、平成27年達第52号、平成29年達第19号、平成30年達第40号、令和3年達第54号、令和4年達第129号、令和5年達第63号、令和6年達第59号、令和6年達第130号、令和7年達第71号）
(委員長)

第7条 審査会に委員長を置き、副理事長（事務局長）をもって充てる。

- 2 委員長は、審査会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、副理事長（学長）がその職務を代行する。

（一部改正 平成22年達第6号、令和4年達第129号）
(議決)

第8条 審査会は、委員の3分の2以上の出席により成立し、議事は、出席者の過半数によって決する。

（一部改正 平成22年達第6号）
(意見の聴取)

第9条 審査会が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させ、その意見を聞くことができる。

(一部改正 平成22年達第6号)

(調査委員会)

第10条 審査会は、ハラスメントに関する苦情の申し立てにかかる事実関係を調査し、改善のための措置を検討するため、調査委員会を置く。

- 2 調査委員会は、副理事長（事務局長）が第4条に定める対策委員の中から事案ごとに指名する委員及び副理事長（事務局長）が自らの判断により教職員から推薦する委員により構成する。ただし、当該事案が各研究科・学部及び教育研究部に関するものである場合は、副理事長（学長）が委員の指名及び推薦を行うものとする。
- 3 調査委員会が必要と認めたときは、調査委員会の委員以外の者を出席させ、その意見を聞くことができる。

(一部改正 平成22年達第6号、令和元年達第1号、令和4年達第129号)

(ハラスメント予防委員会)

第11条 ハラスメント予防のための啓発、研修等の企画・実施について審議するため、ハラスメント予防委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
 - (1) ダイバーシティ推進センター長
 - (2) 第2条第2項第1号に定める相談員及び第4条第2項第1号に定める対策委員のうち各研究科長が指名する者
 - (3) 第2条第2項第2号及び第6号に定める相談員
 - (4) 第2条第2項第3号に定める相談員のうち医学部附属病院の管理課長が指名する者
 - (5) 第4条第2項第2号に定める対策委員のうち病院等の看護部長の職にある者及び医学部附属病院の管理課長の職にある者
 - (6) 第4条第2項第3号に定める対策委員
 - (7) 学生生活委員会委員（名古屋市立大学学生生活委員会規程（平成31年公立大学法人名古屋市立大学達第45号）第2条第1項に定める委員をいう。）のうち学生生活委員会委員長（同条第2項に定める委員長をいう。）が推

薦する者

- 3 前項第2号に規定する者は、各研究科長がそれぞれ1名を、同項第4号に規定する者は1名を指名するものとし、同項第7号に規定する者は1名を推薦するものとする。
- 4 委員会に委員長を置き、ダイバーシティ推進センター長をもって充てる。
- 5 委員会は、委員の過半数の出席により成立し、議事は、出席者の過半数によって決する。
- 6 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させ、その意見を聞くことができる。

(一部改正 平成22年達第

6号、平成26年達第31号、平成30年達第15号、平成31年達第63号、令和3年達第54号、令和4年達第129号、令和5年達第63号、令和7年達第71号)

(プライバシー等の保護)

第12条 第2条に定める相談員、第4条に定める対策委員その他のこの規程及びガイドラインに規定する手続き等に関わった全ての者（次項において「相談員等」という。）は、当事者（相談等をした者（以下「相談者」という。）及び相談等における相手方をいう。）のプライバシー、名誉及び人権に十分配慮しなければならない。

- 2 相談員等は、その立場において知り得た秘密を漏らしてはならず、その立場を退いた後も同様とする。ただし、正当な理由がある場合は、この限りでない。

(一部改正 令和4年達第129号)

(不利益取扱いの禁止)

第12条の2 学生、教職員その他全ての法人構成員は、相談者が相談等をしたこと、第三者が事実関係の調査に協力したことその他のこの規程及びガイドラインに規定する手続き等を行ったことを理由として、当該相談者又は当該第三者に対し、解雇等の不利益な取扱いをしてはならない。

(この条追加 令和4年達第129号 一部改正 令和5年達第63号)

(ハラスメントの予防・処分等)

第13条 理事長は、ハラスメントの発生を防ぐために必要な措置を講じ、処分

等が必要な場合、法令等に則り、その権限を行使するものとする。

(一部改正 令和4年達第129号)

(庶務)

第14条 第5条に定める審査会、第10条に定める調査委員会及び第11条に定める委員会の庶務は、コンプライアンス推進室が行う。

(この条追加 令和5年達第63号)

(その他)

第15条 この規程及びガイドラインに定めるもののほか、ハラスメント防止のための組織等に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、発布の日から施行する。
- 2 名古屋市立大学セクシュアル・ハラスメントの防止対策に関する規程（平成12年名古屋市立大学達第25号）は、廃止する。
- 3 この規程の施行後初めて理事長が委嘱する相談員の任期は、第2条第4項の規定にかかわらず、平成20年3月31日までとする。
- 4 この規程の施行後初めて理事長が任命する対策委員の任期は、第4条第4項の規定にかかわらず平成20年3月31日までとする。

附 則（平成22年公立大学法人名古屋市立大学達第6号）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成26年公立大学法人名古屋市立大学達第31号）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年公立大学法人名古屋市立大学達第52号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年公立大学法人名古屋市立大学達第19号）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年公立大学法人名古屋市立大学達第15号）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年公立大学法人名古屋市立大学達第40号）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年公立大学法人名古屋市立大学達第63号）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年公立大学法人名古屋市立大学達第1号）

この規程は、発布の日から施行する。

附 則（令和3年公立大学法人名古屋市立大学達第54号）

この規程は、発布の日から施行する。

附 則（令和4年公立大学法人名古屋市立大学達第129号）

1 この規程は、発布の日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の公立大学法人名古屋市立大学ハラスメントの防止対策に関する規程の規定は、令和4年4月1日から適用する。

附 則（令和5年公立大学法人名古屋市立大学達第63号）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年公立大学法人名古屋市立大学達第59号）

この規程は、発布の日から施行する。

附 則（令和6年公立大学法人名古屋市立大学達第130号）

この規程は、発布の日から施行する。

附 則（令和7年公立大学法人名古屋市立大学達第71号）

この規程は、令和7年4月1日から施行する。